

令和5年度障がい福祉サービス事業所等、障がい児 通所支援事業所等の実地指導の実施状況について

令和5年度実施状況

【指定障がい福祉サービス事業所等、指定障がい児通所支援事業所等】

- 1 実施時期 令和5年7月～令和6年2月
- 2 実施数 105事業所等

人員に関する基準

- 従業者の員数

設備に関する基準

- 設備に関する基準

変更の届出等

- 変更の届出等

給付費の算定及び取扱い

- 各種加算

運営に関する基準

- 身体拘束等の禁止
- 虐待等の禁止
- サービス提供の記録

運営に関する基準：

- 個別支援計画の作成
- 勤務体制の確保
- 内容及び手続の説明及び同意
- 介護給付費等の額に係る通知等
- 契約支給量（契約内容）の報告等
- 掲示
- 運営規程
- 記録の整備
- 定員の遵守
- 工賃の支払・賃金
- 非常災害対策
- その他

1 運営に関する基準

(1) 身体拘束等の禁止

【指摘項目】	【留意点】
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない その結果について、従業員に周知徹底を図っていない	<ul style="list-style-type: none">・ 令和4年4月1日から義務化・ 身体拘束適正化委員会は、少なくとも1年に1回は開催すること・ 定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施すること
<u>身体拘束等の適正化のための指針を整備していない</u>	
従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない	
【重要】	
身体拘束等の適正化を図る措置（①身体拘束等の記録、 ②委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施 ）を講じていない場合 身体拘束廃止未実施減算 が適用となります	

(2) 虐待等の禁止

【指摘項目】	【留意点】
虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 に開催していない その結果について従業者に周知徹底を図っていない	<ul style="list-style-type: none">・ 令和4年4月1日から義務化・ 虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催すること・ 定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施すること・ 虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること
従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施していない	
虐待防止対策の委員会や研修を適切に実施するた めの担当者を置いていない	

(3) サービスの提供の記録

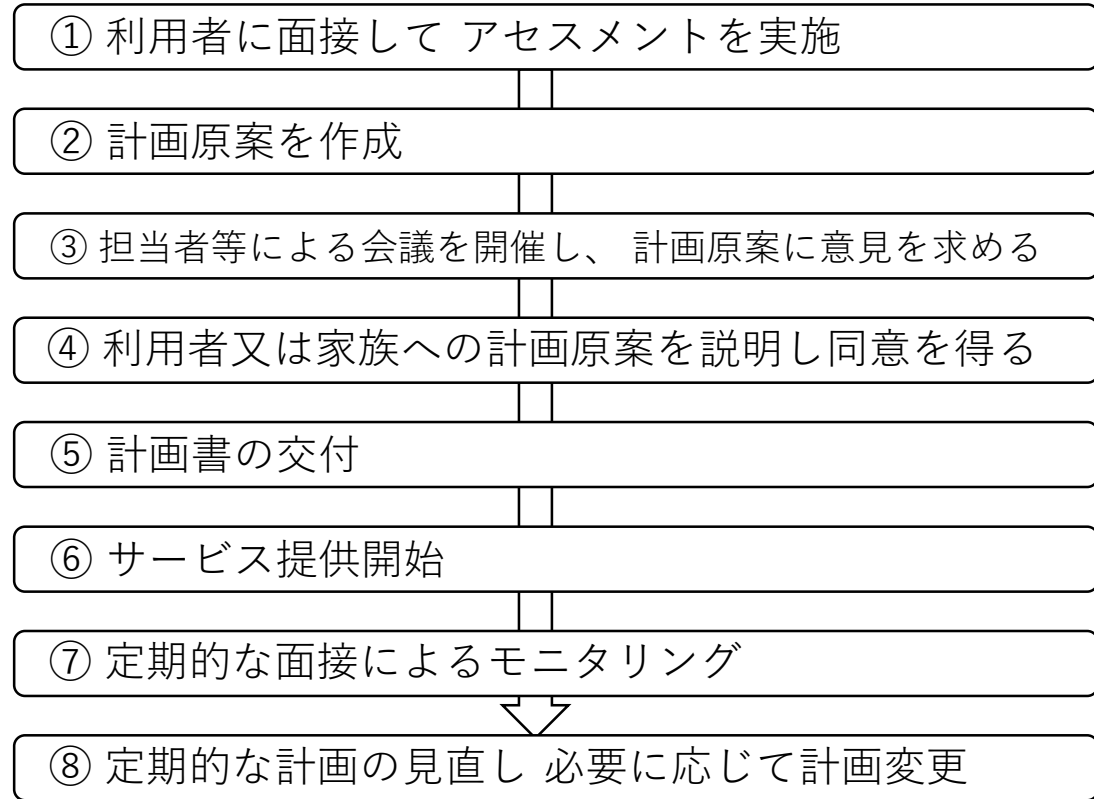
【指摘項目】	【留意点】
<p>サービスを提供した際、<u>提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の必要な事項を都度、記録していない</u></p>	<p>サービス提供記録に必要な事項を漏れなく<u>都度、記録すること</u> ※入所系施設・事業所は後日一括記録可</p> <p>特にサービス提供実績記録票を使用している場合は<u>左記の事項が漏れなく記載されていることが必要です</u></p>
<p>記録に際しては、<u>支給決定障害者等からサービスを提供したことについて確認を受けていない</u></p>	<p>サービス提供記録について<u>本人の同意を得ること</u></p>

(4) 個別支援計画の作成（書類の交付）

【指摘項目】	【留意点】
<u>個別支援計画の原案の作成、作成に係るモニタリングの記録、会議の記録がされていない</u>	原案を上書きして計画を作成したため、原案が残っていないということがないようにしてください。
個別支援計画の原案の内容を利用者及びその家族に対して説明し、文書により同意を得ていない	個別支援計画の原案に記載する事項として、 <u>特に以下に記載する欄がない場合が多くありましたので、</u> ない場合は様式の手直しが必要です。
<u>個別支援計画の原案の内容について、記載すべき事項が記載されていない</u>	<ul style="list-style-type: none">・利用者及び<u>その家族</u>の生活に対する意向・生活全般の質を向上させるための課題・サービスを提供する上での留意事項等

(4) 個別支援計画の作成 (流れ)

「個別支援計画作成の流れ」



※ 訪問系サービス（保育所等訪問支援を除く）は上記と異なり、 計画原案や担当者会議の招集等は必要ありません。詳細は基準条例を参照してください

(5) 勤務体制の確保

【指摘項目】	【留意点】
事業所ごとの従業員の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にしていない	事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、 <u>常勤・非常勤の別</u> 、管理者との兼務関係を明確にすることが必要です
ハラスメントの方針を明確化し、従業員への周知・啓発、相談体制の整備を行っていない	

(6) 内容及び手続の説明及び同意

【指摘項目】	【留意点】
重要事項説明書に必要な事項の記載がない	重要事項説明書に必要な事項 運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、 <u>提供するサービスの第三者評価の実施状況</u> について、必ず記載すること ※ <u>第三者評価は実施していない場合もその旨記載が必要です</u>

(7) 介護給付費等の額に係る通知等

【指摘項目】

法定代理受領により市町村から介護給付費等の支給を受けた場合には、利用者等に対し介護給付費等の額を通知すること

(8) 契約支給量（契約内容）の報告等

【指摘項目】	【留意点】
利用契約後、該当市町村へ報告が行われていなかった	【受給者証に記載すべき事項】 事業者及び事業所の名称、サービスの内容、提供する月当たりのサービス提供量、契約日
サービス提供を開始及び終了した際並びに変更があった際に、市町村へ報告していない	
受給者証に、サービスの内容や契約支給量など記載が必要な事項が記載されていない	

(9) 掲示

【指摘項目】	【留意点】
必要な事項を掲示していない	<p>【必要な掲示物】 運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、<u>提供するサービスの第三者評価の実施状況等</u>を事業所の見やすい場所に掲示すること</p>

(10) 運営規程

【指摘項目】	【留意点】
運営規程に虐待防止のための措置に関する事項を記載していない	<p>【虐待の防止記載例】 <u>令和4年4月1日義務化</u> 第〇〇条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。</p> <p>(2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。</p> <p>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。</p>
運営規程と重要事項説明書の記載内容が異なっている	「職員体制」や「利用者から受領する費用」など、変動しやすい内容について指摘になりやすくなっています

(11) 記録の整備

【指摘項目】	【留意点】
従業者、サービス提供等に関する記録を整備していない	【サービスを提供した日から、 <u>少なくとも5年以上</u> 保存が必要なもの】 個別支援計画、サービス提供の記録、支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録、身体拘束等の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

(12) 定員の遵守

【指摘項目】	【留意点】
定員を超える日が散見されるため、定員の見直しを検討すること	災害、虐待、その他のやむを得ない事情がある場合を除き、定員を超えてサービスの提供を行ってはありません

(13) 工賃の支払・賃金

【指摘項目】

【就労継続支援B型】

年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、目標工賃月額及び前年度に利用者に支払われた平均工賃月額の実績について、利用者に周知していない

【就労継続支援B型】

工賃支給の算定根拠が明確になっていないので、工賃規程を定めるなど明確にすること

(14) 非常災害対策

【指摘項目】	【留意点】
消防計画で規定された回数の消火訓練及び避難訓練を実施していない	<ul style="list-style-type: none">・ 計画の策定・ 関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練等の実施

(15) 水防法関係

【指摘項目】

浸水想定区域に立地した要配慮者利用施設であるので、避難確保計画を作成し、市に届け出ること

2 変更届（障がい福祉サービス事業所等）

1	事業所（施設）の名称	13	運営規程
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）	14	事業所の種別（併設型・空床型の別）
3	事業者（設置者）の名称	15	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員
4	主たる事務所の所在地	16	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容
5	代表者の氏名及び住所	17	提供する障害福祉サービスの種類（重度障害者等包括支援の場合に限る。）
6	登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	18	委託提供する障害福祉サービスの種類並びに委託先の事業所の名称及び所在地（重度障害者等包括支援の場合に限る。）
7	建物の構造概要、平面図及び設備の概要	19	障害者支援施設等との連携及び支援体制の概要
8	管理者の氏名、経歴及び住所	20	連携する公共職業安定所その他の関係機関の名称
9	サービス提供責任者の氏名、経歴及び住所	21	事業の開始予定年月日
10	サービス管理責任者の氏名、経歴及び住所	22	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要
11	指定相談支援の提供に当たる者の氏名、経歴及び住所	23	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要
12	主たる対象者		

2 変更届（障がい児通所支援事業所等）

1	事業所（施設）の名称	8	事業所（施設）の平面図及び設備の概要
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所	9	事業所（施設）の管理者の氏名及び住所
3	事業者（設置者）の名称	10	事業所（施設）の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所
4	主たる事務所の所在地	11	主たる対象者
5	代表者の氏名及び住所	12	運営規程
6	登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	13	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること		

3 給付費の算定及び取扱い

(1) 欠席時対応加算

【指摘項目】
相談援助の内容の記録が残っていない
欠席連絡のあった日が記録されていない
病欠の場合等、1回の欠席連絡に対し加算を複数算定している

(2) 送迎加算

【指摘項目】
送迎加算について、送迎を行った職員名、利用者名、送迎区間、送迎時間等の送迎記録簿を記載すること

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算等

【指摘項目】

福祉・介護職員処遇改善計画書が提出されていない

福祉・介護職員処遇改善加算（特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算除く）は直接支援員のみを対象とすること

(4) 福祉専門職員配置等加算

【指摘項目】

加算届提出後、職員配置が変更となり、加算要件を満たさなくなっている

(5) 延長支援加算

【指摘項目】

延長支援加算について、個別支援計画に支援の内容を記載すること

(6) 地域定着支援サービス費

【指摘項目】

【地域定着支援】

地域定着支援サービス費の緊急時支援費について、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援の算定対象である旨等を記録すること

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の遵守について

児童福祉施設（児童発達支援センター、障害児入所施設）については、いわゆる指定基準に加え、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」についても順守していただく必要があります。

児童福祉施設は毎年実地指導にお伺いすることとしておりますので、必ず「児童福祉施設の基準」についても改めて内容をご確認いただき、基準を満たすようお願いいたします。

※基準の内容は「島根県例規検索システム」または事業者ハンドブックからご確認いただけます

ご清聴ありがとうございました